

「所得税」の還付申告相談会を行います

年 金・給与所得がある人を対象に、三島税務署による還付申告の相談会を左の表のとおり開催します。住宅ローンなどを利用して住宅を取得し、住宅借入金等特別控除を受ける人は、ぜひご利用ください。なお、確定申告期間中(2月16日～3月15日)は大変混雑が予想されます。申告に必要な書類がそろっている人は地区別相談会へお越しください。

所得税の還付申告相談会

日程	地区	場所	時間
1月30日(火)	仁田・柏谷・間宮・塚本地区の人	函南町役場2階 大会議室	9:30～11:30 13:00～16:00
1月31日(水)	上記以外の地区の人		

平成29年分の確定申告相談と町県民税の申告を平成30年2月16日(金)～平成30年3月15日(木)の期間受け付けます。

対象

○給与所得者で住宅借入金等特別控除、医療費控除、雑損控除を受ける人
○給与所得者で年の途中で退職した人(年末調整が済んでいない人)
○年金と給与収入、または源泉徴収額のある年金収入のみの人など

申告に必要なもの

■全員必要なもの
①平成29年分の給与所得や公的年金の源泉徴収票(配偶者特別控除を受ける場合は、配偶者の所得金額がわかるもの)②還付用の金融機関口座(本人名義)がわかるもの③印鑑④筆記用具・計算機⑤マイナンバーが

確認できるもの(マイナンバーカード・通知カードなど)⑥本人確認書類(運転免許証など)
■医療費控除・セルフメディケーション税制による医療費控除の特除を受ける人
7ページをご覧ください。

■社会保険料控除を受ける人

国民年金、健康保険などの支払額がわかるもの(国民年金の場合は日本年金機構から送付される控除証明書)

■生命保険料控除・地震保険料控除を受ける人

保険会社などが発行する控除証明書

■障害者控除を受ける人

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、市町村長が発行する障害者控除対象者認定書など(本人・扶養家族分)

■住宅借入金等特別控除を受ける人

①家屋の登記事項証明書②取得価額がわかる書類(売買契約書のコピーなど)③住宅取得資金に係る

住宅借入金等特別控除説明会

日程	対象	場所	受付時間
2月13日(火)	伊豆市民	三島商工会議所 1階TMOホール	9:00～11:00
2月14日(水)	函南町民・三島市民		13:30～15:30
2月15日(木)	三島市民		

平成29年度より三島税務署による住宅借入金等特別控除の説明会を開催します。原則、対象市町の日程にご参加ください。

借入金の年末残高等証明書④住宅ローンなどに敷地も含まれる場合は取得価額・年月日がわかる書類(敷地の登記事項証明書、契約書のコピーなど)⑤補助金などを受け取っている場合は、その金額がわかるもの

平成29年分の確定申告から適用されます

医療費控除・セルフメディケーション税制について

医療費控除が改正されました

セルフメディケーション税制について

平成29年分の確定申告から

医療費の領収書の提出の代わりに

「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました

改正のポイント

※医療費の領収書は5年間保存する必要があります。(税務署から求められた場合は、提示または提出しなければなりません)

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。(医療費通知とは、支払った医療費の額などが記載されている「医療費のお知らせ」です。)

※平成29年から平成31年までの確定申告については、医療費の領収書の添付、または提示によることもできます。

【申告に必要な書類など】

・「医療費控除の明細書」(添付)、医療費通知(原本)「医療費通知に関する事項」に記入したもの(添付)、おむつ使用証明書など各種証明書(添付または提示)

平成29年分の確定申告から、健康の保持増進および疾病の予防として一定の取り組みを行う人が、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費(スイッチO T C医薬品)を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特除を受けることができます。ただし、特定一般用医薬品等購入費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

■申告に必要な書類など

・「セルフメディケーション税制の明細書」(添付)

・「適用を受ける年分において一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類(添付または提示)」
①名前②取り組みを行った年③事業を行った保険者、事業者もしくは

は市区町村の名称または取り組みに係る診察を行った医療機関の名称もしくは医師の名前の記載があるものに限りません。

(例)インフルエンザの予防接種の領収書、職場で受けた定期健康診断の結果通知書(「定期健康診断」という名称または「勤務先名称」が記載されている必要があります)、市区町村のがん検診の領収書または結果通知表

■注意事項

セルフメディケーション税制による医療費控除の特除を受ける人は、通常の医療費控除を受けることはできません。

■問合先

ご不明な点は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)で確認いただくか、三島税務署(987-6711)へお問い合わせください。